

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第12号

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和44年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
<p>（使用料等の免除）</p> <p>第2条 保健所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する条例第4条の事務の委任を受けた保健所の長をいう。以下同じ。）は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。</p>		<p>（使用料等の免除）</p> <p>第2条 保健所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する条例第4条の事務の委任を受けた保健所の長をいう。以下同じ。）は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。</p>	
事業	対象者	事業	対象者
略		略	
肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成23年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者	肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成22年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。